

弁護士会照会って どんな場面で使えるの？



強制執行のための財産調査における 弁護士会照会事例(2)

調査室嘱託 宗宮 英恵 Hanae Somiya(61期)

本号では強制執行のための財産調査における弁護士会照会事例について、NIBEN Frontier 2021年11月号に続き、紹介します。文中の【番号】は、会員サービスサイトの事例番号ですので、参考にしてください。

1 金融機関以外に対する 預貯金に関する情報の照会

(1) クレジットカードの引落とし口座

債務者が使用するクレジットカード会社名を把握している場合、クレジットカード会社に対し、債務者のクレジットカードの有無と引落とし口座の情報を照会することが考えられます。

(2) インターネット広告の広告料支払先口座

債務者が運営するインターネットサイトがある場合、債務者が当該サイトに掲載されている広告に係る広告料を受領している可能性があるときは、インターネット広告掲載事業者に対し、債務者の広告料の支払先口座情報を照会することも考えられます。

(3) 暗号資産交換口座の出金先口座

債務者が暗号資産交換口座を持っている可能性がある場合、暗号資産交換業者に対し、債務者の暗号資産の口座の有無及び当該口座からの暗号資産の出金先金融機関名等を照会することが考えられます。

(4) 賃料の引落とし口座

債務者が賃借する物件がある場合、当該物件の管理会社等に対し、賃料引落とし口座を照会することが考えられます。

2 各種保険契約等の有無及び内容 【166~171・172】

各種契約等に基づく解約返戻金請求権を差し押さえる場合、通常、債権者は債務者の保険契約に関する情報を把握していません。そこで、保険会

社に対し、保険契約の有無及び内容について照会することが考えられます。NIBEN Frontier 2021年11月号でも紹介した生命保険契約・共済契約の場合のほか、損害保険、自動車保険、ゴルフ保険、火災保険なども同様です。

3 勤務先の照会

給与債権差押えのため、例えば、クレジットカード会社や賃貸借契約に係る管理会社に勤務先情報を照会し、回答が得られた事例があります。

4 抵当権・根抵当権の 被担保債権の残額【153】

強制競売の申立てをする対象不動産に抵当権や根抵当権が設定されている場合、被担保債権の額によっては無剰余取消しがされる可能性があります。そこで、担保者である金融機関に対し、被担保債権の額を照会することが考えられます。

5 貸金庫契約の有無及び内容【160】

貸金庫契約上の内容物引渡請求権を差し押さえる場合、前提として貸金庫を特定する必要があります。そこで、金融機関に対して、貸金庫契約の有無及び内容（貸金庫番号等）を照会することが考えられます。

6 その他

NIBEN Frontier 2021年11月号で紹介した内容のうち、会員サービスサイトの事例があるものは以下のとおりです。

- ・金融機関に対する全店照会【149】
- ・通信会社に対する引落とし口座情報照会【139】～【142】
- ・運輸支局等に対する車両の所有者等情報の照会【54】